

# 太田市防犯灯更新事業

## 提案募集要項

令和2年7月

群馬県 太田市

# 太田市防犯灯更新事業提案募集要項

## 目次

1. 募集の趣旨.....	1
2. 事業概要.....	1
3. 事業者の行う業務範囲.....	2
4. 事業場所.....	5
5. 契約者.....	5
6. 優先交渉権者決定からサービス開始までのスケジュール（予定）.....	5
7. 応募条件.....	5
8. 応募に関する留意事項.....	7
9. リース事業者選定の流れ.....	7
10. 全体スケジュール（予定）.....	8
11. 審査及び審査結果の通知.....	11
12. 提案書における提示条件.....	13
13. 事業実施に関する事項.....	13
14. 契約に関する事項.....	16
15. 提案提出書類・作成要領.....	16
16. 防犯灯具の仕様（LED）.....	18
17. 工事仕様.....	19
18. 工事計画.....	19
19. 参考資料.....	20

## 1. 募集の趣旨

太田市（以下「本市」という。）には、現在 20,464 灯の防犯灯が設置されている。

平成 23 年度からは寿命が長く、電気料金などの維持管理費を抑えられる LED 防犯灯による ESCO 事業にて運営したが、導入から 10 年を経過し耐用年数を超え、故障による一斉取り替えの必要があることから入替を行い、防犯環境の整備と経費削減を実現する必要があると考えている。

そこで民間企業のノウハウ、資金、技術力を活用した防犯灯更新事業を行い、安全で安心なまちづくりのための防犯対策を推進したいと考える。

これは、以上の目的に合致する民間事業者の一括提案を受け、本市にとって最も優れていると考えられる提案を選定するため、提案の募集を行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、本市と事業契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、事業契約を締結し、防犯灯更新事業を実施するものとする。

※) 本募集要項の「付帯サービス付き」とは、リース期間における実施方針及び手法、防犯灯効果の維持管理、保証、無償修繕、業務への取組体制、地元業者の活用、緊急時の対応方法等、リース契約に付帯する全てのサービスを包括するものである。

## 2. 事業概要

### (1) 事業名称

太田市防犯灯更新事業（以下「本事業」という。）

### (2) 契約方式及び契約期間

付帯サービス付きリース契約（以下「リース契約」という。）

契約期間（契約締結日）～令和 13 年 3 月 31 日(10 年間)

### (3) 本市への提案限度額

664,000,000 円

契約期間中の総額であり、消費税及び地方消費税を含む。

### (4) 支払条件

令和 3 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（120 ヶ月）

請負者からの請求にもとづき四半期毎の翌月に支払い

### (5) 事業内容

事業者は、自ら行った提案を基に、防犯灯の実際の設置状況を踏まえ、本事業に係わる防犯灯の設置、保守及び維持管理等を含めた包括的リース方式について本市と合意した内容でリース契約を締結する。本事業の契約期間内においては、募集の趣旨の目的達成のため整備する防犯灯設備等、即ち、付帯サービス付きリース設備（以下「本設備」という。）について善管注意義務をもって、自らの費用負担により、以下の各種サービスを提供するものとする。

①現地調査。

②電力契約照合・電力契約申込・防犯灯の共架（新設・移設・撤去）申請

③防犯灯管理システムの構築・データ更新。

- ④本設備の設置に係わる計画・施工・施工管理。
- ⑤劣化の著しい防犯灯専用柱の建替え
- ⑥既設防犯灯設備の撤去・リサイクル・廃棄処分。
- ⑦本設備の維持管理・保証（無償修繕等）。
- ⑧識別銘板の設置
- ⑨故障・修理受付専用コールセンターの設置、工事・作業手配(新設・移設・撤去・共架申請)
- ⑩リース契約終了後の本設備の所有権の帰属。
- ⑪その他、本事業開始に伴う全ての事項。

### 3. 事業者の行う業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

#### (1) 現地調査

- ①既設防犯灯（既設 LED 防犯灯を含む。以下同じ。）の位置・設置状況の調査（設置場所（所在地）、東京電力引込柱番号、NTT 柱番号、防犯灯管理番号など設備管理上必要となる各種情報の調査）。
- ②既設防犯灯の設備の調査（灯具の種類など具体的な設備内容の調査）。

#### (2) 電力契約照合・電力契約申込・防犯灯の共架（新設・移設・撤去）申請

- ①電力会社と緊密な連携のもと、既設防犯灯に係わる電力契約の調査照合。
- ②既設防犯灯に係わる電力契約の調査及び現地調査結果の突合。
- ③電力契約と既設防犯灯との数量相違の把握・整合（防犯灯設備があって電力契約のないもの、電力契約があって防犯灯設備がないものを選別し、それらについて電力会社及び本市と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。）。
- ④本事業実施に伴う契約変更の申込み及び上記3.（2）③で把握した契約相違に係わる契約変更申込の実施。

#### (3) 防犯灯管理システムの構築・データ更新

- ①上記3.（2）の調査・整合の結果を反映させた上で、本設備の把握・管理を行い、データ更新が容易にできる防犯灯管理システムを構築し年1回以上のデータ更新が容易にできるものとする（システム上で管理する必要項目は以下のとおり）。
  - ア. 位置情報（行政区名、防犯協会支部名、東京電力引込柱番号、NTT 柱番号、管理番号、設置場所、目標物等）。
  - イ. 設備概要（灯具仕様、柱形状、設置年月、修繕及び移設等記録、事業者名等、電力申し込みのお客番号、契約名、引き込み形状、契約容量、契約灯数）。
  - ウ. その他（位置図、防犯灯写真（近景、遠景）等）。
- ②上記3.（3）①により構築された、本設備の最新データの報告及び納入。
- ③本事業開始後に新設する防犯灯及び開発行為の土地利用行為等にて原因者負担により新設される防犯灯で本市に移管されるものについても、維持管理及び防犯灯管理システムの登録の対象とすること。
- ④新設、移設、撤去に関するシステム用データ作成。
- ⑤既設および契約期間中の市へ寄附を受けた防犯灯についても維持管理及び防犯灯

管理システムの登録の対象とすること。

⑥防犯灯管理システム運用に必要な機器等および保守は、本事業で提供すること。  
導入機器は、本市ネットワークに接続しないこと。クラウドの活用で回線が必要な場合は、本事業に見込むこと。

⑦リース期間満了後の防犯灯管理システムを使用する権利、所有権等は、本市に無償譲渡されるものとする。

(4) 本設備の設置に係わる計画・施工・施工管理

①関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、本事業実施に伴うメリットを最大限に享受できる施工計画の策定・施工・施工管理の実施。

②関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、近隣住民や交通に十分配慮した施工計画の策定・施工・施工管理の実施。

③関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、作業者の安全に十分配慮した施工・施工管理の実施。

(5) 劣化の著しい防犯灯専用柱の建替え

劣化の著しい防犯灯専用柱を判定し、劣化の著しい防犯灯専用柱の建替えを実施すること。

(6) 既設防犯灯設備の撤去・リサイクル・廃棄処分

①関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施工・施工管理を行うこと。

②撤去した設備（灯具本体、グローブ、防犯灯専用柱、根巻コンクリート等）については、環境保護の観点から可能な限り再利用をすることとし、撤去品を項目ごとにそれぞれリサイクルの具体的な方法についても報告を行うこと。

(7) 本設備の維持管理・保証（無償修繕等）

①事業者は、本設備に関する本市からの移設・修繕依頼に基づき、本設備の全体の維持に必要な手配を行い、作業を行う。

②事業者は、本設備に関する本市からの移設連絡（新設・移設・撤去）に基づき防犯灯管理システムのデータを更新する。また上記3.（7）①の修繕結果についても同様とする。

③事業者は、本市からの連絡受付のための体制を構築するとともに、本市からの依頼に基づき本設備の修理ないし灯具交換を行うものとする。なお、当該作業は本市が依頼をした日から起算して3営業日を目安に初動を開始するものとする。ただし、緊急的な初動対応が必要な場合（倒壊した防犯灯専用柱が道をふさいでいるときなど）は、速やかに応急的な対応作業を実施するものとする。その際生じる費用は、その損害の原因により事業者、本市のいずれかが負担することとする。なお、事業者、本市のいずれが費用負担するかについて、本募集要項に定めがない場合は、事業者と本市が協議のうえ、これを定めるものとする。

ア. 事業者が費用負担する場合

a. 本設備の製品としての不具合による故障

b. 本設備の取付け、施工工事の不具合による故障

c. 火災、落雷、破損、盗難、雪害・風害、いたずら・破壊行為、洪水・土砂

崩れ等の災害、車両の接触・衝突、電氣的・機械的事故など、偶然、外来、且つ急激な事故によって生じた損害

イ. 本市が費用負担する場合

- a. 清掃・近接樹木の伐採・除雪等で本市ないし本市の依頼による作業者の責による損害
- b. 地震・噴火による損害
- c. 戦争・暴動・変乱による損害
- d. 上記3.(7)③ア.以外で、事業者の責に因らない損害

なお、事業者は本設備の修繕の実施結果及び本設備の維持管理状況を定期的に本市に報告する。本市は維持管理が計画通りでなく若しくは不十分であると認められるときは事業者に対して必要な措置を命ずる場合がある。事業者は、必要な措置を命じられた場合に迅速に対応するものとする。

- ④事業者は、本設備について、自己の負担で保険に加入することとする。ただし、加入する種類、内容は本市と協議のうえ定めるものとする。

(8) 識別銘板の設置

- ①上記3.(3)①により作成する防犯灯管理システムのデータをもとに、管理番号を表記した銘板等を設置すること。
- ②リース期間終了まで、銘板等の劣化がほとんどなく、記載文字の視認が可能であること。
- ③銘板等は、通常の歩行者の目視の容易な位置に設置するものであること。

(9) 故障・修理受付専用コールセンターの設置、工事・作業者手配(新設・移設・撤去・共架申請)

- ①故障・修理が必要な防犯灯の発見者からの通報に対し市役所開庁時間に受付可能な専用電話回線を設置し、受付専用担当者を配置する。設置・運用に必要な費用は請負者負担とする。
- ②受付担当者は、3.(7)にもとづき設備全体に必要な部材および作業者を手配する。
- ③手配した作業終了後は、3.(3)①にもとづき速やかに防犯灯管理システムへ反映する。
- ④受付担当者では判断し難い事例が発生した際は、すみやかに市の担当者へ連絡し判断を仰ぎ、市の指示にもとづき必要な手配を行う。
- ⑤コールセンターは、予備部材の保管場所としても活用する。コールセンターが市外にある場合は部材の保管を別途指定しても構わない。

(10) リース契約終了後の本設備の所有権の帰属

リース契約終了後の、事業者の設置した本設備の所有権の帰属については、本市へ無償譲渡すること。

(11) その他

事業者は、既設設備の撤去工事・本設備の設置工事並びに維持管理において、市内電気工事業者(以下「市内事業者」という。)との連携・活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。

#### 4. 事業場所

太田市内全域

#### 5. 契約者

太田市

#### 6. 優先交渉権者決定からサービス開始までのスケジュール（予定）

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| (1) 優秀交渉権者の決定    | 令和2年8月24日（月）      |
| (2) 契約書の締結       | 令和2年9月中旬          |
| (3) 現地調査及び電力契約照合 | 令和2年10月～令和2年12月中旬 |
| (4) 防犯灯更新工事      | 令和3年1月～令和3年6月中旬   |
| (5) リース料支払開始     | 令和3年4月1日（木）       |

#### 7. 応募条件

##### (1) 応募者の資格要件

- ①本事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同体）とする。
- ②グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1社選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。
- ③参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- ④応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係わる諸手続及び契約等に関わる諸手続を行う。
- ⑤事業提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件などに関しては、本市と協議したうえで合意を得る必要がある。

##### (2) 応募者の役割

- ①応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。
  - ア. 事業役割：本市の対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。
  - イ. 設計・施工役割：設計・計画・監理・施工に関する業務を実施する。
  - ウ. 設備提供役割：設備提供に関する業務を全て実施する。
  - エ. その他役割：上記7.(2)①ア.～ウ.以外の維持管理、金融、防犯灯の設置状況の把握などに関する業務を各々実施する。
- ②事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書（任意様式）を別途本市に提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全体が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

##### (3) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

- ①応募者は、参加表明書及び資格確認書類により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ②応募者は、事業運営、維持管理、システムサポート等を円滑に行うため迅速に対応ができる者であること。
- ③応募者は、地方公共団体等とのリース契約などの実績があり、契約実績を提出できること。
- ④応募者代表者は、「太田市入札参加資格者名簿(令和2年7月1日現在)」に登録があること。

#### (4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者又は応募者の構成員となることはできない。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ②本募集要項の配布の日から、本事業提案書提出日までの期間に「太田市入札参加資格停止措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている者。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用している者。
- ④太田市暴力団排除条例（平成24年条例第27号）に規定する暴力団員又は暴力団関係者。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者。
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。（以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続の申し立てをなされなかった者とみなす。
- ⑦応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- ⑧不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。
- ⑨最近1年間の法人税、事業税、地方税を滞納している者。

#### (5) 市内事業者の活用



応募者は、防犯灯の工事等において、市内事業者を優先的に活用し、地域への経済波及効果を図ること。

## 8. 応募に関する留意事項

### (1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

### (2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本市は、応募者に無断で本事業の提案募集及び審査以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることは行わない。

### (3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

### (4) 本市からの提出資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても本市の了解を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示することを禁止する。

### (5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

### (6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

### (7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

### (8) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

### (9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

## 9. リース事業者選定の流れ

### (1) 応募資格要件の確認及び提案要請

本市は、参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

### (2) 最優秀提案者の選定

選定委員会により提案内容を審査し、最優秀提案者を選定する。

### (3) 詳細協議

優先交渉権者は、電気料削減等の詳細判断、最終提案書作成及び契約書を締結するまでの諸条件についての本市との協議を進めるものとする。

(4) 事業者の選定

優先交渉権者は、本市と協議を行い、協議が整えばリース契約を締結し、契約事業者となる。なお、リース料の初回支払いまでの費用については優先交渉権者および契約事業者の負担とする。

(5) 事務局

本事業の提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口： 太田市市民生活部地域総務課  
 所在地： 〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号  
 電話： 0276-47-1899  
 F A X： 0276-47-1881  
 電子メール： 015290@mx.city.ota.gunma.jp  
 ホームページ： <https://www.city.ota.gunma.jp/>

10. 全体スケジュール（予定）

(1) 本事業は、次の日程（予定）で行う

	項 目	日 程
1	募集要項の配布(ホームページで公開)	令和2年7月10日(金)～7月17日(金)
2	募集要項に関する質問受付	令和2年7月10日(金)～7月17日(金)
3	質問の回答	随時～令和2年7月27日(月)17:00
4	参加表明書及び資格確認書類の受付	令和2年7月10日(金)～7月31日(金)
5	応募者資格確認結果、提案要請書の通知	～令和2年8月4日(火)17:00
6	提案書の受付	～令和2年8月12日(水)17:00
7	プレゼンテーション日時通知	～令和2年8月14日(金)12:00
8	プレゼンテーション、選考、 優先交渉権者の選出	令和2年8月17日(月) [予備日：令和2年8月18日(火)]
9	優先交渉権者の選出結果通知	令和2年8月24日(月)
10	リース契約の締結	令和2年9月中旬
11	現地調査及び電力契約照合	令和2年10月～12月中旬
12	防犯灯更新工事	令和3年1月～令和3年6月中旬
13	リース支払開始	令和3年4月1日(木)～
14	本設備の維持管理等	工事完了翌日～契約期間

※上記スケジュールは予定であり変更となる場合もある。

(2) 本事業の提案募集に係わる手続き

①募集要項の配布

募集要項は、本市のホームページ（地域総務課＞お知らせ＞太田市防犯灯更新事業に係る公募型プロポーザルの実施について）にて公表する。

## ②募集要項に対する質問受付・質問回答

本募集要項及び資料に関する質問の受付及び回答は、次により行う。

### ア. 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。質問1件につき質問書を1枚提出（送信）する。なお、電子メール送信の際は、件名を「太田市防犯灯更新事業質問書（〇〇〇〇）」と記載することとし、電子メール送信後、電話で電子メールの到着を確認すること。

※カッコ内の〇〇〇〇には事業者名を記載すること。

### イ. 受付期間

令和2年7月10日（金）～7月17日（金）17:00（必着）

## ③質問への回答

提出された質問を取りまとめて、回答を作成し事業者名を伏せて令和2年7月27日（月）17:00までに随時本市のホームページで公表することとし、口頭等による個別対応は行わない。

なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

## (3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類(原本)を持参する。

### ①受付期間

令和2年7月10日（金）～7月31日（金）17:00（必着）

受付時刻は、市役所開庁日の9:00から17:00までとする。

### ②受付場所

太田市 市民生活部 地域総務課（太田市役所5階）

### ③参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正1部、副1部）提出すること。

## 《参加表明作成要領》

### ア. 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表法人名で作成し提出すること。なお、応募に関する代表者氏名・代表印は「太田市入札参加資格者名簿(令和2年7月1日現在)」に登録があれば、太田市周辺を管轄する支社および支店でも可とする。

### イ. グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計・施工役割、設備提供役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にすること。

### ウ. 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3カ月以内に発行されたものを代表企業が提出すること。なお、写しでも可とする。

### エ. 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3カ月以内に発行されたものを綴じたものを代表法人が提出すること。なお、写しでも可とする。

オ. 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。

カ. 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とする。

キ. 会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

- a. 設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（様式第4号の1）
- b. 企業状況表（様式第4号の2）
- c. 有資格技術職員内訳表（様式第4号の3）
- d. 各役割の責任者業務実績表（様式第4号の4）

ク. 特定建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」、又はこれに類する許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

ケ. 応募者の地方公共団体等への防犯灯の実績が分かる資料（任意様式）

コ. 各資格者免許証の写し

有資格技術職員のうち、各代表1名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

サ. 監理技術者免許証の写し

施工役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

シ. 監理技術者免許証の写し

なお、本参加表明において市側の指摘により虚偽が発覚した場合は、失格とする。

(4) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果は、文書（電子メール）で本市から応募者（代表者）に通知する。なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、次のとおり提案要請書及び資料を郵送する。

- ① 通知日 令和2年8月4日（火）電子メールにて通知
- ② 郵送日 令和2年8月4日（火）発送

(5) 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本市が提供する配布資料に示す資料を基に

「15. 提案提出書類・作成要領」に従い、提案書を作成し、次のとおり事務局へ持参する。

①受付期間

令和2年8月4日（火）～8月12日（水）17:00（必着）

受付時刻は、市役所開庁日の9:00から17:00までとする。

②受付場所

太田市 市民生活部 地域総務課（太田市役所5階）

③提出書類

「15. 提案提出書類・作成要領」によるものとする。

(6) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付締切日の17:00までに提案辞退届（様式第5号）を1部、事務局に持参又は郵送（必着）で提出すること。

1.1. 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

別に定める選定委員会が、応募者からの提案書類及びプレゼンテーションでの内容をもとに、事業資金計画、使用機器及び防犯灯管理システムの構築・サポート、維持管理、環境・安全性への配慮、提案内容の実行能力などの観点から総合的な審査を行い、最優秀提案1者を選定する。なお、審査においては次の事項を重視する。

①安全性・信頼性

- 1) 本市の計画のとおり事業実行が可能であり、具体的に確認できること。
- 2) 市内事業者の積極的な活用など、本市内の経済への活性化に貢献できる提案であること。
- 3) 事業者の経営状況や資金調達計画の信頼性が高く具体的に確認できること。
- 4) 採用する防犯灯は、日本防犯設備協会が優良防犯機器として認定(R B S S)の製品であり、その規格、品質が信頼に足るものであり、これを客観的資料に基づき、具体的に確認できること。
- 5) 環境面（廃棄物処理・再利用計画が具体的且つ十分であること、過照明による安眠・農作物への影響への対策が具体的且つ十分であること）への配慮があること。

②経費面

- 1) 事業費用（付帯サービス付きリース料）の内訳が明瞭かつ妥当であること。
- 2) 本事業に係る財政支出（付帯サービス付きリース料総額）が少ないこと。
- 3) 他自治体での実績を踏まえ、部材調達、工事費、運用経費について工夫が見られること。
- 4) リース契約期間終了後の対応について提案があること。

### ③調査・施工能力

- 1) 既設防犯灯の現地調査の精度を高めることについて工夫又は独自の提案があり、且つ、調査結果（数量、位置等）及び契約内容との照合が正確であること。
- 2) 電力契約の調査・照合を電力会社等との緊密な連携のもとに正確に行うことができること。本市で管理している既設LED防犯灯を含む全ての防犯灯に対し、本市の管理情報、電力会社の契約情報、行政区等の地域情報、事業者による現地調査にて十分に確認（クロスチェック等）を行い、不整合を最小限とする提案があること及びその提案内容であること。
- 3) 劣化の著しい防犯灯専用柱を判定し、その建替えを本工事の対象に含めた提案であること。
- 4) 令和3年6月末までに、市内防犯灯更新事業を達成できる計画になっていること。
- 5) 工事期間を最短で実施できる計画があり、その裏付けとなる能力を有していること。
- 6) 工程管理が確実に行われ、施行管理体制が通常時・緊急時とも明確になっていること。
- 7) 警察指導への対応や周辺住民への配慮（通勤・通学路、その時間帯等への配慮）が充分であり、災害時の緊急対応策も明確かつ安心できるものであること。
- 8) 関連諸法規及び関連行政機関の指導を遵守した工事体制になっていること。

### ④維持管理・保守面

- 1) 本事業以前に本市に設置された防犯灯の管理・保証等についても提案があること。
- 2) リース契約期間中において、本市が新たに設置する防犯灯の取り扱いについて管理・保証等の提案があること。
- 3) 募集の趣旨を十分理解し、提案に独自性があり、維持管理やデータ管理等においても本事業開始前及び終了後を見据えた工夫がなされていること。
- 4) 更新工事期間中に不点灯等が生じた既設の旧防犯灯への対応について提案があること。
- 5) リース契約期間中の防犯灯等主要な資機材の機能維持（無償修理、交換）保証があること。また、偶発的な要因による故障にも配慮がみられる提案であること。
- 6) 本事業開始後における迅速な故障復旧体制が構築されていること。
- 7) 防犯灯管理システムの基本地図及び機能の信頼性・利便性が高いこと。また、そのデータの定期更新やシステムサポートに優れた提案があること。
- 8) 本市等からの連絡に基づく防犯灯データの更新に対し定期的な報告があること。経年によるデータの不整合の拡大防止について対策がみられること。
- 9) 先行自治体で生じた諸課題について、その解決策に触れた提案であること。解決策の内容も具体性、妥当性があること。
- 10) 契約期間中に予定さの防犯灯の新設・移設・撤去の対応が柔軟であること。

## (2) 審査の流れ

本事業提案の審査にあたっては、以下の要領で行う。

- ①応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。
- ②審査の結果、総合得点の最も大きい提案をした応募者を最優秀提案者とし、リース契約に向けての優先交渉権者とする。また2位、3位を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。総合得点の最も高い提案をした応募者が複数存在した場合(同得点一位の場合)、委員長を除く選定委員会委員の多数決をもって、優先交渉権者を決定する。同数決のときは委員長が決する。

## (3) 審査結果の通知

- ①審査結果は、応募者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- ②審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ③審査結果は、本市のホームページに掲載する。

## (4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合。
- ②提案書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④ 本募集要項に違反すると認められる場合。

## 1 2. 提案書における提示条件

応募者は、以下の条件に基づき、本事業の提案書を作成する。

- (1) リース契約を実施できること。
- (2) 本市が定めた防犯灯仕様に応じた製品を使用すること。
- (3) 灯具以外にサービスを実施する上で必要な設備(器具)についても対応すること。
- (4) 本市の計画に基づき工事を遂行できること。
- (5) 「10. 全体スケジュール(予定)」に示した工事期間内に工事が未完となった場合、防犯灯工事が完工するまで、電気料金の差額を事業者が負担すること。
- (6) 防犯灯維持管理計画書を提出し、本市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行う。維持管理にかかる経費は原則として事業者の負担とする。
- (7) 毎年新設される防犯灯についても、リース対象機器同様、契約終了後まで維持管理し、防犯灯管理システムへ登録すること。
- (8) その他、本募集要項に定めることのほか、本事業の提案募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

## 1 3. 事業実施に関する事項

### (1) 誠実な業務遂行

- ①事業者は、本募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- ②業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、本市とリース事業者の両方で誠意を

もって協議することとする。

(2) リース契約期間中の事業者と本市の関わり

本事業者は事業者の責により遂行され、本市はリース契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 本市と事業者との責任分担

①基本的な考え

本事業提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。

②予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として次の13.(3)③「表：予想されるリスクと責任分担」(以下「分担表」という。)によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで本事業提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

③事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者は、詳細協議後リース契約が締結される前に、以下の措置を講ずるものとする。

- ア. 提案書と防犯灯維持管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、本市からそれまでに要した費用を請求できるものとする。
- イ. 本市の指示により事業が中止された場合は、事業者は提案書で提示した金額を上限に、本市と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。なお、リース契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、リース契約に係わる契約書において定めるものとする。

表：予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			本市	事業者	
共通事項	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	本事業提案の誤り	本事業の提案が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合	○	○	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事・維持管理における環境の確保		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○	
	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険		○	
	事業の中止・延期		本市の指示	○	
			周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○
			工事施工に必要な許可等の遅延によるもの	○	○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	



		本市の事業放棄、破綻によるもの	○	
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による）	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ （設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更詳細は契約書による	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保	○	○
	設計変更	本市の指示条件、指示不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○
	工事費増大	本市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合		○
一般的改善	引き渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		○	
	引き渡し前に工事に起因し設備に生じた損害		○	
支払関連	支払遅延・不能	支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動		○
	瑕疵担保	隠れた瑕疵等の担保責任 ※	○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、本市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立ち入りの許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大	○	○
	本設備の損傷	本市の故意・過失又は施設に起因する本設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する本設備の損傷		○
施設損傷	事業者の故意・過失又は本設備に起因する施設・設備の損傷		○	
	不可抗力以外のその他の原因による施設・設備	○	○	

		の損傷		
	瑕疵担保	本設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災・戦争などの不可抗力による本設備等の損傷	△ 別途協議	△
	機器の不良	リース機器が所定の性能を達成しない場合		○
計測・検証	設備の不良	本設備が所定の性能を達成しない場合		○
	ベースラインの調整	天候が大きく変動し、当初の機器仕様の動作温度を超え本設備が所定の性能を達成しない場合	○	
		上記以外の変動要因の場合	○	○
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○

※リース事業遂行に当たって障害となる、リース事業範囲外の不具合

#### 1 4. 契約に関する事項

##### (1) 契約の手順

本市と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合にリース契約締結のための手続きを行う。優先交渉権者と詳細協議の結果、双方が合意しない場合、優先交渉権者が応募資格を満たさないと判明した場合、そのほかの理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点交渉権者と詳細協議を行う。

##### (2) 契約の時期

令和2年9月中旬（予定）

##### (3) 契約の概要

本募集要項、プレゼンテーションにおける質疑、提案内容をもとに、詳細協議により内容を精査し契約を締結する。契約において、事業者が遂行すべき工事及び運転、維持管理に関する業務内容、支払方法などを定めるものとする。また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

#### 1 5. 提案提出書類・作成要領

##### (1) 提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙及び目次を付けて、A4 縦長ファイルに左綴じし、各書類にページを付し、各々の応募書類名が判るように右端にインデックスをつけたものを7部（正1部、副6部）提出すること。なお、副本については、審査の公正、公平性を期すため、応募者名や応募者を表すロゴマークなどを空欄（削除）又は黒塗りしたうえで、提出すること。

##### 【共通事項】

注1 年月日は全て和暦で記入すること。

注2 令和2年8月1日現在で作成すること。

注3 応募書類（様式）の記入欄が不足する場合は、複写して、作成すること。

- ① 提案書提出届（様式第6号）
- ② 提案書類表紙の記載方法（様式第7号）
- ③ 提案書類の体裁（様式第8号）
- ④ 使用機器提案書（様式第9号）
- ⑤ 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第10号）
- ⑥ 防犯灯管理システムに関する提案書（様式第11号）
- ⑦ コールセンターに関する提案書（様式第12号）
- ⑧ 事業資金計画表（様式第13号の1～第13号の2）
- ⑨ 維持管理等提案書（様式第14号の1～第14号の2）
- ⑩ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第15号）
- ⑪ 地元業者連携に関する提案（様式第16号）

## （2）作成要領

### ① 一般的事項

- ア. 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全てを横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝体12ポイントで統一すること。
- イ. 各提案書類（副本）には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはならない。
- ウ. 提案書提出届（様式第6号）により提出書類の構成を示した上で、各提案書類に提案書類表紙（様式第7号）をそれぞれ付し、A4縦長ファイルに左綴じしたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

### ② 提案書提出届（様式第6号）

### ③ 提案書類表紙の記載方法（様式第7号）

### ④ 提案書類の体裁（様式第8号）

### ⑤ 使用機器提案書（様式第9号）

使用機器の詳細について、詳細検討に基づき使用する機器の図、当該機器に関するワット数、その他、灯具仕様に基づいた内容説明、数値的根拠について記載すること。

### ⑥ 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第10号）

### ⑦ 防犯灯管理システムに関する提案書（様式第11号）

防犯灯管理システムに使用する基本地図、管理項目等について記載すること。

### ⑧ コールセンターに関する提案書（様式第12号）

### ⑨ 事業資金計画表（様式第13号の1、第13号の2）

#### ア. 事業収支計画書（様式第13号の1）

契約期間中における、本市の事業全体に関する収支計画を作成すること（用紙はA3版横書き）。

イ. 工事予算等経費計画書（様式第 1 3 号の 2）

初期投資に係る費用を記入の上、内訳を添付すること。なお、詳細協議（防犯灯設置調査費）には、リース計画書作成の費用も含める。

⑩維持管理等提案書（様式第 1 4 号の 1～第 1 4 号の 2）

ア. 維持管理計画書（様式第 1 4 号の 1）

a. 維持管理計画

本設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。

また、既設 LED 防犯灯の保証などコスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せて A4 版で記載すること。

加えて、修繕の月次実績報告書式案を添付すること。

b. 維持管理見積書

毎年要する費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

イ. 緊急時対応提案書（様式第 1 4 号の 2）

提案の安全性・信頼性・災害時を含む緊急時対応方法の考え方について記載すること（A4 版で記載）。

⑪工事中の対応・廃棄計画書（様式第 1 5 号）

工事施工にあたり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び品質管理、工事完了期限、本設備の引き渡し、市内事業者の活用方法、既設設備撤去後の処理方法に関する内容を記載すること。また、工事着工後に寿命を迎えた防犯灯や劣化の著しい防犯灯専用柱の建替えについて提案がある場合は記載すること（A4 版で記載）。

⑫ 地元業者連携に関する提案（様式第 1 6 号）

## 1 6. 防犯灯具仕様（LED）

### （1）防犯灯具の仕様

①自動点滅器を内蔵していること。

②公益社団法人日本防犯設備協会の「優良防犯機器」として認定されていること。

### （2）防犯灯具の性能等

①19m間隔で設置した場合に公益社団法人日本防犯設備協会技術標準「SES E1901-4」防犯灯の照度基準のうちクラス B を確保すること。

②全光束が 700lm 以上であること。

③照明は白色系とし、色温度は、5,000K から 6,000K までとする。

④入力電圧 100V に対応できること（入力電圧 200V については個別に協議のうえ対応方法を検討）。

⑤消費電力は、10W/灯以下のもの（電力会社申請時の入力 VA が 10VA/灯以下のもの）

⑥動作保証温度は-10℃～35℃を満たすこと。

⑦定格寿命（光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間）は 60,000 時間以

上であること。

- ⑧製品の製造業者は、ISO9001 認証を取得していること。
- ⑨製品に形式・ロットナンバーが明記され、製品の管理がなされていること。
- ⑩製品に使用されている LED チップは、製造業者を明確にできること。
- ⑪防水・防滴仕様は IP44 基準を満たしていること。
- ⑫フリッカーが発生しないこと、又はフリッカー対策をしていること。
- ⑬住民への配慮としてグレア（眩しさ）対策できること。農作物への配慮として遮光対策できること。
- ⑭耐雷サージ 15kV 以上を確保すること。（コモンモード）

### （3）防犯灯具

- ①通常の使用方法において、LED の定格寿命期間は、安全な使用が可能であること。
- ②積雪があっても自動点滅器が正常に作動すること、又は積雪による自動点滅器への影響があった場合であっても、形状など影響を最小限とする工夫がなされていること。
- ③電柱、防犯灯専用柱などに既設の防犯灯と置き換えて設置できること。また、外壁等に設置されている場合であっても、設置出来るもの。

## 1 7. 工事仕様

- （1）工事を行うに当たっては、市内事業者を優先的に使用すること。
- （2）優先交渉権者決定後工事实施前に工事計画を速やかに作成し、本市と事前に調整を図ること。
- （3）取り外した灯具の取扱いについては、本市が方法を指定した場合は、それに従うこと。
- （4）工事に係る瑕疵については契約に基づき、事業者の責任とすること。

## 1 8. 工事計画

工事計画は、次の基準で作成すること。なお、具体的な工事計画については工事着手前に本市と協議・調整を図ること。

### （1）工事の優先順位

#### 当初一斉工事

- ①既設の防犯灯で故障が発生した箇所の更新工事
- ②平成 2 8 年度以前に設置した防犯灯
- ③調査により撤去を予定する 4 0 0 灯
- ④要望調査により増設となった 3 0 0 灯
- ⑤その他、本市が優先と判断した箇所

#### 年次工事

- ①故障が発生した箇所の防犯灯
- ②移設が発生した箇所の防犯灯
- ③住環境変化による年間 2 0 灯前後の増設
- ④その他、本市が優先と判断した箇所

(2) 工事方法

設置する防犯灯については、本市の後日指定する方法・仕様等を遵守しつつ、交換する。

19. 参考資料

本市防犯灯の増減予測

市への寄附にかかる工事費は、今回の契約に含みまず、寄附後に保守対象となります。

①工事前期（～令和2年度末）

20,464灯+20灯（新設）+20灯（市へ寄附）-400灯（調査により撤去）  
=20,104灯 ←うち211灯は平成29年以降設置のため入替対象外。  
←うち14,820灯は電力区分が20Wから10Wに変更。

②工事後期（令和3年年度末）

20,104灯+20灯（新設）+20灯（市へ寄附）+300灯（調査により増設）  
=20,444灯

③令和3年年度以降

以後 +20灯（新設）+20灯（市へ寄附）灯数増加します。それに伴い保守灯数が増加します。令和12年度末で20,804灯となる見込みです。

④ 移設予定灯数 400灯数（40灯/年×10年） 過去実績より算出